資料４

世田谷区立砧中学校改築基本構想中間説明会　議事要旨（案）

日時　１回目 ２回目	令和８年10月９日（金）午後４時00分～午後５時00分 令和８年10月９日（金）午後７時00分～午後８時00分
場所	砧中学校　ランチルーム
議題	1. 挨拶 2. 出席者紹介 3. 基本構想検討状況報告 4. 質疑応答
配布資料	中間説明会　説明スライド

質疑応答	
1回目	
参加者	・ 来年６月から１年半程度、グラウンドの約300㎡が使えなくなると聞いている。野球部等の部活動や体育授業への影響が非常に心配である。具体的に代替案などの検討はどこまで進んでいるか。
事務局	→来年度から埋蔵文化財調査を行うが、調査エリアはグラウンドを３分割し、１区画あたり約半年ずつ順次を進める計画である。調査期間中もグラウンドの残りスペースで基礎練習等は可能だが、試合形式の練習は難しくなる。近隣の区の運動施設、河川敷グラウンド、他校（私立学校等）への協力依頼を進行中である。近隣の砧小学校は改築工事中、明正小学校はグラウンドを放課後の学童保育等で使用しているため、部活動での利用は難しい見込みである。近隣中学校との合同練習や練習試合形式での代替利用についても調整を行っている。
参加者	・今後も「改築だより」や回覧板等で進捗状況が通知されるか。改築後のグラウンドに夜間照明は設置されるか。また、温水プールのような施設になり一般開放される予定はあるか。
事務局	→情報は引き続き回覧板や改築だより、区のホームページ等で随時発信していく。夜間照明ついては、改築後も設置する予定である。地域の夜間開放での利用も想定している。周辺住宅へ配慮し、光害（光の漏れ）を抑えた最新の照明設備を検討する。プール施設については、ボイラー等を備えた本格的な「温水プール」ではなく、５月～10月頃まで使用期間を延長できる「簡易屋内プール（可動蓋・屋根等）」を想定。基本的には小中学校の授業利用を優先とし、地域開放の運用方法は今後検討する。
参加者	・ 工事車両の搬入ルートや、近隣の配達車両・住民の通行動線との干渉・影響についてどう考えているか。
事務局	→工事用ゲートは既存の正門付近と、敷地北東側（科学技術学園高校側）に設置し、敷地内で車両を通行させる動線を想定している。現時点では近隣の配達車両等の状況は考慮できていない。

参加者	・ 設計のどの段階で住民の意見が反映されるのか。
事務局	→まずは、来年 6 月頃に基本構想策定時の説明会を実施する。その後、基本設計完了時により詳細な設計内容に関する説明会を実施。この段階まで寄せられたご意見を設計に反映・考慮する。実施設計完了後は実際の工事着工に関する説明会を中心に行う予定である。
参加者	・ 新しいグラウンドの位置が住宅街や道路に近くなるため、砂ぼこりや騒音が心配である。植栽や防砂・防球ネット、舗装仕様の検討状況はどうか。
事務局	→グラウンドの位置自体は学校教育上必要なトラック・直線コースの配置規格上、敷地南側に移動することは難しい。一方で、「防砂ネット」「防球ネット」「適切な植栽」「水はけや防砂に優れた舗装（人工芝や特殊チップ等）」の 4 点について、近隣への影響を最小限に抑えられるよう基本設計の段階で検討を進めていく。
参加者	・ 北側道路のセットバック（道路拡張）に伴う路上駐車問題を懸念している。また、西側の計画道路整備に伴い、既存樹木（自然林）が伐採されることによる騒音増加が懸念される。代替植栽や防音壁等の設置予定はあるか
事務局	→道路拡張（セットバック）は条例等に基づき実施が必要なため、設えについては所管部署と協議を行っていく。 西側の都市計画道路工事に伴い、既存の樹木は一部伐採される見込みである。防音・防振対策や代替植栽等の要望については、道路所管部署へしっかりと引き継ぎ・共有を行う。
2回目	
参加者	・ 工事や埋蔵文化財調査に伴い、グラウンド使用が制限されると聞いている。特に野球部やサッカー部などの部活動は平日・休日の練習場所がどのように確保されるのか。多摩川河川敷や総合グラウンド等への移動が必要な場合、移動にかかる時間や車送迎など保護者の負担が大きくなるのではないか。また、今後の情報発信の担当窓口はどこになるのか。
事務局	→埋蔵文化財調査はグラウンドを 3 分割等にして段階的に進めるため、工事中もグラウンドの 2/3～1/2 程度のスペースおよびテニスコート、体育館等は使用可能。試合形式の練習は難しいが、野球部であればキャッチボールや素振り、基礎練習などは校内で継続する。部活動自体が休部・廃部になることはない。外部施設の利用については、区の運動施設（多摩川河川敷グラウンド、総合グラウンド等）の調整を進めている。ただし、平日の放課後は移動時間（16 時以降）の関係で活動時間が短くなる課題があるため、主に土日祝日や夏休みなどの長期休業中での活用を軸に調整している。また、近隣する小学校は同時期の改築や学童等での利用に伴い活用が難しいた

	め、近隣の私立学校に対し、合同練習や試合形式の練習について協力・相談を行っている。基本的には教育委員会が窓口となり、今後の具体的な利用方法や調整結果については、決まり次第、区のホームページや学校だより（改築だより）等でお知らせする。
参加者	・ 過去の豪雨の際、中学校側から自宅敷地側へ大量の雨水や泥が流入し、過去に自己負担（約 50 万円）で対策を講じた経緯がある。当時は教育委員会の対応も不十分であった。今回の配置計画を見ると、校舎や敷地計画の変更に伴い、再度排水被害が出ないか非常に懸念している。当時の状況を撮影したビデオもあるので確認し、新たな排水設備を適切に整備してほしい。
事務局	→提示いただけるビデオを確認した上で、近年の局地的な大雨・豪雨にも耐えうる適切な排水計画・整備を講じる。後日改めて個別にご連絡・ご相談させていただく。
参加者	・ 学校へ続く敷地南側階段部分は区有地（公道）の認識でよいか。また、改築工事に伴い、生徒の通学動線やマンション敷地内への進入防止策、階段の改修などは行われるか。
事務局	→対象の階段および周辺道路は区有地であり、階段については現在は学校の敷地内に含まれている。学校本体の改築工事完了後、都市計画道路事業の工事に合わせて当該階段および周辺道路の一体的な再整備を行う予定である。
参加者	・ 工事期間中（特に令和 12 年頃からの本体工事期間）、体育の授業や運動会などの行事はどのように実施されるのか。また、授業や行事、部活等の運動環境の制約を理由とした指定校変更は認められるのか。
事務局	→体育授業については、工事区域に含まれないグラウンドスペース、テニスコート、体育館、格技場等を活用して校内で実施する。学校行事については、グラウンド全面が使用できない期間の運動会等は、学び舎等近隣区立学校の校庭を借りて実施する方向で調整を行う。 指定校変更について改築工事による運動環境の制限が「指定校変更の特別な理由」に該当するかどうかは、担当課（学務課等）への確認が必要となるが、原則としては類似の改築工事等と同等の扱いとなり、認められない見込みである。